山形市民会館整備事業 開業準備業務委託契約書

(案)

令和5年 11 月 17 日 山 形 市

委託契約書

1	委託業務の名称	山形市民会館整備事業開業準備業務
2	委託期間	契約締結の日から令和 10 年 12 月●日 まで
3	委託料	金●円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金●円)
4	契約保証金	金●円

上記の業務の委託について、委託者 山形市を甲とし、受託者 <u>(SPC の名称を挿入)</u>を乙とし、山形市契約規則(昭和39年山形市規則第18号)を遵守の上、次の条項により契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を要求水準書等(公募型プロポーザルにおいて公表した、募集要項、要求水準書、その他資料及びこれらに関する質問回答書をいう。)、提案書類(乙が当該事業の公募手続において甲に提出した提案書、甲からの質疑に対する回答その他乙が当該事業契約の締結までに提出した一切の書類をいう。)、設計成果物(山形市民会館整備事業の設計建設工事受注者が設計業務で作成した図書、官公庁申請図書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下「設計図書」という。)及び委託業務仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、誠実に処理しなければならない。
- 2 乙は、設計図書に明記されていない事項については、甲の指示を受けるものとする。 (権利義務の譲渡等の禁止)
- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を、乙に出資する企業及び乙に出資せず乙から 直接業務を請負う企業以外の者(以下「第三者」という。)に委託し、又は請け負わせては ならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

- 第4条 甲は、委託業務の実施に係る乙への指示、乙との調整を行わせるため、甲の職員のうちから監督員(以下「監督員」という。)を定めるものとする。
- 2 甲は、監督員を定めたときは、その氏名その他必要な事項を乙に通知するものとする。監 督員を変更したときも同様とする。

(関係法令の遵守等)

第5条 乙は、委託業務の実施に当たっては、関係法令及びこの契約を遵守するとともに、監督員の指示に従わなければならない。

(資料等の貸与)

- 第6条 甲は、委託業務を実施する上で必要な関係資料等を可能な限り乙に貸与する。この場合において、乙は、甲から貸与を受けた資料等に係る借用書を監督員に提出するものとする。
- 2 乙は、甲から貸与を受けた資料等を使用する必要がなくなったときは、速やかにこれを甲 に返却するものとする。

(業務責任者)

第7条 乙は、委託業務の全般にわたる管理を行わせるため、乙に出資する企業若しくは乙に 出資せず乙から直接業務を請負う企業の社員から業務責任者を定めるものとする。また、乙 は、業務責任者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。 業務責任者を変更したときも同様とする。

(業務計画書)

第8条 乙は、この契約の締結後、速やかに委託業務に係る業務計画書を作成し、甲に提出し なければならない。

(打合せ記録等の提出)

第9条 乙は、委託業務に係る打合せ、協議等を行ったときは、その内容を文書に記録し、甲 に提出するものとする。

(委託業務の調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況等について随時に調査 し、又は報告を求めることができる。

(委託業務の内容の変更等)

第11条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、 若しくは委託期間の伸縮をすることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変 更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(成果の報告等)

第12条 乙は、令和10年5月末(令和9年度報告書)及び令和11年1月末(令和10年度報告書のうち委託業務部分)に、当該年度に係る委託業務の成果に関する業務報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の報告書の提出があったときは、その内容の確認をした上で、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

(業務完了通知等)

- 第13条 乙は、令和10年5月末及び令和11年1月末に、甲の定める通知書により、速やかに当該年度に係る委託業務が完了した旨を甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による通知があったときは、当該通知のあった日から起算して10日以 内に当該年度に係る委託業務の完了について検査するものとする。

(委託料の支払)

- 第14条 乙は、前条第2項の規定による完了検査に合格したときは、次の各号に掲げる時期 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の委託料の支払を甲に請求するものとする。
- (1) 令和 10 年 5 月末 金●円
- (2) 令和11年1月末 金●円
- 2 甲は、前項に規定する委託料の適正な請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 委託業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、乙がこれにより被る損害については、甲は、 その責めを負わない。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を 与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らしてはならない。この契約の終了 後においても同様とする。 (個人情報の保護)

第18条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取 扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1通を保有するものとする。

令和9年●月●日

甲 山形市旅篭町二丁目3番25号 山形市 山形市長

 \angle

所在地

名 称

代表者

印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従業者の明確化)

第3 受注者は、この契約による業務に従事する者を明確にし、発注者から求めがあったとき は、発注者に報告しなければならない。

(従業者への周知)

第4 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は番号法又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びその他関連規程に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従業者への監督及び教育)

第5 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて 監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的 を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により 収集しなければならない。 (利用及び提供の制限)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り 得た個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者(受注者の子会社(会社法 (平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)も含む。以下同じ。) に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止 その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が 記録された資料等がある場合には、発注者の指示又は承諾があるときを除き、これらを複写 し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第11 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務における個人情報の 処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(再委託先への義務等)

第12 受注者は、発注者の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について 第三者に再委託を行う場合には、受注者と当該第三者との再委託に係る契約において、この 契約に基づき個人情報の取扱いに関して受注者が発注者に対して負う義務等と同等の義務等 を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等があるときは、この契約が終了し、 又は解除された後直ちにこれらを発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、 発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 (報告義務)

第14 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対 して報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第16 受注者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(実地調査等)

第17 発注者は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受注者のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。ただし、実地に調査をすることが困難である場合には、発注者は、受注者に対し、それに代わる調査をすることができる。

(再委託先への実地調査等)

第18 受注者が発注者の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第 三者に再委託を行う場合においては、発注者は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況 を確認するために必要な範囲内において、受注者と当該第三者との再委託に係る契約による 当該業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査し、又はそれに代わる調査をすること ができる。

(勧告)

第19 発注者は、受注者のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(国外における取扱いの禁止)

第20 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をクラウドサービス等により国外において取り扱ってはならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第21 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、この

契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第22 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。